

官報号外

平成二十七年六月四日

○第一百八十九回衆議院会議録 第三十一号

平成二十七年六月四日(木曜日)

議事日程 第二十四号

平成二十七年六月四日

午後一時開議

平成二十七年六月四日

午後一時開議

第一 公職選挙法等の一部を改正する法律案

(船田元君外七名提出)

第二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(内閣提出)

第三 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員町村信孝君逝去につき弔詞を贈呈すること

とし、弔詞は議長に一任するの件(議長発議)

日程第一 公職選挙法等の一部を改正する法律案(船田元君外七名提出)

日程第一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(内閣提出)

日程第三 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出)

弔詞贈呈の件

○議長(大島理森君) 御報告することがあります。

公職選挙法等の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[山本拓君登壇]

○山本拓君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律附則第三項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関する特例を設けるものであります。

本件は、去る五月二十六日に本委員会に付託され、二十七日に提出者船田元君から提案理由の説明を聴取し、二十八日から質疑に入り、参考人から意見を聴取する等審査を行い、六月二日に質疑を終局いたしました。次いで、内閣の意見を聴取し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決したものです。

以上、御報告をいたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第二に、施行期日について、この法律は、公布

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

第三に、当分の間の特例措置として、十八歳以上二十歳未満の者が犯した連座制の対象となる選舉犯罪の事件について、罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、家庭裁判所は、原則として、検察官への送致の決定をしなければならないこととする少年法の特例を設けるとともに、選挙権年齢をその要件とする資格に関する年齢についての検察審査会法等の適用の特例を設けるものであります。

第三に、当分の間の特例措置として、十八歳以上二十歳未満の者が犯した連座制の対象となる選舉犯罪の事件について、罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、家庭裁判所は、原則として、検察官への送致の決定をしなければならないこととする少年法の特例を設けるとともに、選挙権年齢をその要件とする資格に関する年齢についての検察審査会法等の適用の特例を設けるものであります。

公職選挙法等の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

日程第一 建築物のエネルギー消費性能の向

上に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長今村雅弘君。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔今村雅弘君登壇〕

○今村雅弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、建築物の省エネ性能の向上を図るために、一定規模以上の建築物の省エネ性能基準への適合性を確保するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、住宅以外の大規模な建築物の新築等について、省エネ性能基準への適合義務を課すこと

と、

第二に、中規模以上の建築物の新築等について、省エネ計画の届け出義務を課すこと、

第三に、省エネ性能のすぐれた建築物の新築等について、所管行政庁の認定を受けて、容積率の特例を受けることができるること、

第四に、省エネ性能基準に適合している建築物について、所管行政庁の認定を受けて、その旨を表示することができるることなどであります。

本案は、去る五月二十八日本委員会に付託され、二十九日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、六月三日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおりします。

可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔井上信治君登壇〕

本案においては、同月二十九日有村国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

六月三日に、自由民主党・民主党・無所属クラブ、公明党の三会派共同提案により、本案に対し、男女の人権が尊重される社会の実現を目的に追加すること等を内容とする修正案が提出され、同日、修正案の趣旨の説明を聴取し、次いで、原案及び修正案を一括して質疑を行いました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 日程第三、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出)

本委員会においては、同月二十九日有村国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

出席国務大臣

総務大臣	高市早苗君
國務大臣	太田昭宏君
國務大臣	有村治子君

本委員会においては、同月二十九日有村国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

本委員会においては、同月二十九日有村国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

本委員会においては、同月二十九日有村国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

本委員会においては、同月二十九日有村国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

本委員会においては、同月二十九日有村国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

本委員会においては、同月二十九日有村国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

出席国務大臣

総務大臣	高市早苗君
國務大臣	太田昭宏君
國務大臣	有村治子君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

辻 清人君

木村 弥生君

山下 貴司君

岡本 充功君

青山 周平君

大西 宏幸君

神山 佐市君

木村 弥生君

辻 清人君

岡本 充功君

青山 周平君

大西 宏幸君

辻 清人君

木村 弥生君

辻 清人君

岡本 充功君

辻 清人君

大西 宏幸君

辻 清人君

木村 弥生君

辻 清人君

岡本 充功君

辻 清人君

大西 宏幸君

辻 清人君

木村 弥生君

辻 清人君

岡本 充功君

辻 清人君

大西 宏幸君

辻 清人君

木村 弥生君

辻 清人君

岡本 充功君

辻 清人君

大西 宏幸君

辻 清人君

木村 弥生君

辻 清人君

岡本 充功君

辻 清人君

大西 宏幸君

辻 清人君

木村 弥生君

辻 清人君

岡本 充功君

辻 清人君

大西 宏幸君

官 報 (号 外)

不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

癸卯年仲夏
廿五

提出第四五号)　經濟產業委員會付託
一、昨三日、委員会に付託された議案は次のとお

りである

案(内閣提出第七四号)

(議案送付) 令議文第特別委員会 付議

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次
の二点である。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の

推進を図るための関係法律の整備に関する法律

地域再生法の一部を改正する法律案

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の

学校教育法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

問主意書(辻元清美君提出)

塙齋厚生労働大臣の「病院前の景色を変える」癡言に関する質問主意書（油木道義君提出）

言に関する質問主意書(柚木道義君提出)

三

平成二十七年六月四日 衆議院会議録第三十一号 議長の報告

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員照屋寛徳君提出C V 2 2オスプレイ

の米軍横田基地配備に関する質問に対する答弁

書

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理が党首討論においてポツダム宣言を読んでいないと発言し

たことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出磯崎陽輔国家安全保

障担当内閣総理大臣補佐官のポツダム宣言に関するテレビでの発言に関する質問に対する答弁

書

衆議院議員柚木道義君提出平成二十七年四月二

十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する再質問に対する答弁

書

衆議院議員鈴木貴子君提出イスラム過激派組織「イスラム国」による日本人殺害テロ事件の対応を検証した報告書に関する質問に対する答弁書

平成二十七年五月二十二日提出

質問 第二三七号
C V 2 2オスプレイの米軍横田基地配備に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

C V 2 2オスプレイの米軍横田基地配備に

関する質問主意書

二〇一五年五月十八日(日本時間)、米ハワイ州オアフ島のベローズ空軍基地で、米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV 2 2オスプレイが墜落・炎上事

故を起こし、乗員二人が死亡する大惨事を惹起した。

事故機は、米軍普天間飛行場所属二十四機のオスプレイと同型機である。今回の事故は、通常訓練中に起きており、いつ県民の頭上に墜落してもおかしくないことを改めて露呈した。

M V 2 2オスプレイの普天間飛行場への配備強行と沖縄本島中での訓練強行に強く反対し、速やかに撤去を求めてきた多くの県民は、今回の事故に怒りを覚え、墜落の恐怖に震えている。

今回の米ハワイ州空軍基地におけるM V 2 2オスプレイ墜落・炎上事故を受けて、翁長雄志沖縄県知事は、事故当日の臨時記者会見で「憤りを一番に感じる」とし、事故原因の究明がなされるまで県内におけるオスプレイの飛行停止を要求した。

にもかかわらず、事故翌日の午後には、県内米軍演習場上空で事故機と同型機のオスプレイの飛行が確認された。政府も「オスプレイは安全である」と強弁し、米側に飛行停止を求める考えは皆無である。

かかる対米従属で、沖縄県民の生命と安全を無視する政府の態度は、断じて許されない。そのような状況にあって、去る五月十二日には、米側から「接受国通報」があつたとして、米軍横田基地に米空軍仕様のC V 2 2オスプレイが二〇一七年に三機、二〇二一年までに七機の合計十機配備される、との発表があつた。

中谷元防衛大臣は、配備発表をともなう同日の記者会見で「米軍横田基地へのC V 2 2オスプレイの配備は、沖縄の基地負担軽減に資する」旨、述べている。

私は、米軍横田基地へのC V 2 2オスプレイ配備は、沖縄の基地負担軽減には繋がらず、むしろ同機の在沖米軍基地における訓練増加により負担が増加するものと考え、強く反対するものである。

以下、質問する。

一 去る五月十四日の衆議院安全保障委員会における私の質問に対する答弁書

2 2は、M V 2 2と任務が異なるために、登載装備に一部異なる別機種であります。両者とも機体構造及び基本性能、エンジン、飛行システムの基礎、これは同一であります」と答弁している。

米海兵隊仕様のM V 2 2オスプレイと米空軍仕様のC V 2 2オスプレイの「任務及び登載装備」についていかなる差異があるのか、具体的に説明されたい。

二 私は、C V 2 2オスプレイは、米四軍の特殊作戦部隊の兵員や物資の輸送に資する「攻撃機」であると理解、認識している。

在日米軍基地のうち特殊作戦部隊が駐留しているのは、嘉手納基地の空軍第三五三特殊作戦群とトリイ通信施設の陸軍第一特殊部隊群第一大隊のみと承知している。米軍横田基地を含む

本土の米軍基地に特殊作戦部隊が駐留していないのに、横田基地にC V 2 2オスプレイを配備する軍事的合理性について政府の見解を示されたい。

三 去る五月十四日の衆議院安全保障委員会において、私が「在日米軍所属の特殊作戦部隊は、嘉手納基地とトリイ通信施設にしかおりません。したがって、C V 2 2オスプレイが横田基

地から在沖米軍基地に訓練目的で飛来するのは明々白々である」と質したのに対し、中谷防衛大臣は「C V 2 2の日本における訓練場所につきましては、主に、米軍施設として区域のほか、自衛隊の訓練空域等を予定している旨、米側から説明を受けております」と答弁している。

かかる答弁中の「米軍施設として区域」とは、在沖を含む全ての在日米軍施設及び区域を指すのか、また、自衛隊の「訓練空域等」の「等」とは具体的に何を指すのか、明らかにされたい。

四 C V 2 2オスプレイが米軍横田基地に配備された後、訓練名目で他の米軍施設・区域や自衛隊の訓練空域等に飛来する場合、当該訓練移転費用は、いわゆる在日米軍関係経費に占める「特別協定による負担」から支出されることがあるか、明らかにされたい。

五 普天間飛行場所属のM V 2 2オスプレイが訓練名目で国外や沖縄県外の米軍施設・区域や自衛隊施設等に飛来する場合、当該訓練移転費用は、いわゆる在日米軍関係経費に占める「特別協定による負担」から支出されているか、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第二三七号

平成二十七年六月一日

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員照屋寛徳君提出C V 2 2オスプレイの米軍横田基地配備に関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出C V 2 2オスプレイの米軍横田基地配備に関する質問に対する答弁書

一について

垂直離着陸機MV-22オスプレイ(以下「MV-22」という。)は、米海兵隊の輸送機として海兵隊部隊の人員・物資の輸送等に従事していると承知しており、また、垂直離着陸機CV-22オスプレイ(以下「CV-22」という。)は、米空軍の輸送機として米各軍の特殊作戦部隊の人員・物資の輸送等に従事していると承知している。

MV-22とCV-22は同じ推進システムを有し、構造は基本的に共通していると承知しているが、CV-22については、より脅威度の高い環境やより過酷な気象条件での低高度飛行を遂行するため、対地追従レーダー、戦術通信システムなどの装備を有していると承知している。

二について

米国政府から、CV-22の配備先については、CV-22の任務を踏まえた上で、運用上や訓練上のニーズ、機体整備のための施設が活用できること、十機のCV-22やその要員を受け入れるための地積を有していることなど、様々な点を総合的に勘案した結果、横田飛行場を選定したとの説明を受けている。

三について

米国政府から、CV-22が日本国内において訓練を行う場所については、主に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条

約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二条の規定に基づき我が国が米国に使用を許している施設及び区域のほか、自衛隊の訓練空域等を予定しているとの説明を受けており、お尋ねの平成二十七年五月十日以後に於ける中谷防衛大臣の答弁は、かかる趣旨をお答えしたものである。他方、現時点において、米国政府から、これ以上の説明を受けておらず、お尋ねについて具体的にお答えすることは困難である。

CV-22について、米国政府は平成二十九年後半以降に横田飛行場に配備する予定であるところ、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協定並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(平成二十三年条約第四号。以下「特別協定」という。)は平成二十八年三月三十日まで効力を有するものであることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

CV-22について、米国政府は平成二十九年後半以降に横田飛行場に配備する予定であるところ、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協定並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(平成二十三年条約第四号。以下「特別協定」という。)は平成二十八年三月三十日まで効力を有するものであることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

MV-22のために必要となる訓練移転の費用を特別協定に基づいて支出したことはないが、MV-22が平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編の実施のための日米ロードマップ」に盛り込まれた訓練移転に支援機として参加した際の費用を特別協定に基づいて支出したことはある。

平成二十七年五月二十五日提出
質問 第二三八号平成二十七年六月二日
内閣総理大臣 安倍晋三

安倍総理が党首討論においてポツダム宣言を読んでいないと発言したことに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

安倍総理が党首討論においてポツダム宣言を読んでないと発言したことに関する質問主意書

内閣衆質一八九第二三八号
平成二十七年五月二十五日提出
質問 第二三九号内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理が党首討論においてポツダム宣言を読んでないと発言したことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理が党首討論においてポツダム宣言を読んでいないと発言したことに関する質問に対する答弁書

一及び二について

安倍内閣総理大臣は、ポツダム宣言については、当然、読んでいるが、御指摘の国家基本政策委員会合同審査会の際には、同宣言に係る具體的な発言の通告が事前になされなかつたため、同宣言の正確な文言を手元に有しておらず、そのような状況で具体的な文言に関する議論となつたため、つまりではないという趣旨を申し上げたものである。

三について

安倍内閣総理大臣は、ポツダム宣言については、当然、読んでいるが、御指摘の国家基本政策委員会合同審査会の際には、同宣言に係る具体的な発言の通告が事前になされなかつたため、同宣言の正確な文言を手元に有しておらず、そのような状況で具体的な文言に関する議論となつたため、つまりではないという趣旨を申し上げたものである。

この質疑の後、安倍総理は改めてポツダム宣言を読み直したか。
一 つまびらかに読んでおりませんというのは一度も読んでいないということなのか、読んだことはあるが記憶に残っていないということなのか、どちらなのか。

二

この質疑の後、安倍総理は改めてポツダム宣言を読み直したか。

三 読んでいるのなら、そこに書かれている「日本国民を欺瞞し、それによって世界征服の挙に出る」という誤ちを犯させた者の権力および勢力は、永久に除去されなければならない」という連合国側の認識と同じく、安倍総理も当時の我が国の指導層が日本国民を欺瞞し、世界征服の挙に出たという認識でいるのか、それとも、異なる見解を持っているのか。

三について

我が国はポツダム宣言を受諾して降伏したものである。

平成二十七年五月二十五日提出
質問 第二三九号

磯崎陽輔国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官のポツダム宣言に関するテレビでの発言に基づいて支出したことはある。

提出者 初鹿 明博
右質問する。

磯崎陽輔国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官のボツダム宣言に関するテレビでの発言に関する質問主意書

磯崎陽輔国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官がテレビ番組の中でボツダム宣言について、私の私見もありますけれどという前置きをしながらも、「そこで書かれた文章が一字一句正しいことを書いているかどうか」という質問は私はどうかと正直に思います。それは総理の言うように精査してみないとなんとも言えない」と発言しました。この磯崎補佐官の発言について、日本国政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣質一八九第一二三九号
内閣総理大臣 安倍 晋三
平成二十七年六月二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員初鹿明博君提出磯崎陽輔国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官のボツダム宣言に関するテレビでの発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一八九第一二三九号
内閣総理大臣 安倍 晋三
平成二十七年六月二日

衆議院議員初鹿明博君提出磯崎陽輔国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官のボツダム宣言に関するテレビでの発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十七年四月二十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する再質問主意書

提出者 柚木 道義

平成二十七年五月二十二日に提出した「平成二十四年四月二十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する質問主意書」に對して、平成二十七年五月二十二日に政府答弁書が国会に送付されたところであるが、同答弁書においては、質問主意書で述べた当方の質問趣旨に十分な回答があつたと確信できるに至らない故に再質問主意書を提出する。

答弁書「三について」の項において、政府は、当該資料は「保険薬局の一般的な経営状況」を示したものとしているが、当方は、調剤薬局を営む法人の多くが多角事業化している事実を指摘し、調剤技術料によつて得た利益がどうかさだかではない利得をして、調剤技術料の議論に用いるのは誤解を招くということを指摘しているのであつて、我々は、この資料の数値を一般的でないと指摘しているところである。

財務省において資料に示された数値が、保険薬局の「一般的な経営状況」とした理由をお示し願いたい。

あるいは、保険薬局とは、主として保険調剤を営む医療提供施設であると考えるのであれば、公開の議論の場において用いる参考資料に「保険薬局の一般的な経営状況」として用いる数値についてはより精確なものを使ひるべきであると考えるが政府の見解如何。

右質問する。

内閣質一八九第一二四〇号
内閣総理大臣 安倍 晋三
平成二十七年六月二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員柚木道義君提出平成二十七年四月二十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する再質問に対する答弁書

（以下「資料」という。）が、有価証券報告書等から得られる公表可能なデータを基に、保険薬局における保険調剤事業を含む全事業から生じたいわゆる内部留保額を提示したものであるため、「一般的な経営状況」とお答えしたところであるが、当該保険薬局は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局を意味している。

また、資料は、保険薬局における保険調剤事業以外の事業の在り方を議論するためのものではなく、調剤技術料の在り方の審議の参考として、調剤薬局事業を主要な事業とする上場企業のうち有価証券報告書上の売上高が高い四社の全体的な経営状況を示すために作成したものであり、有価証券報告書等から得られる公表可能なデータを基にしたとの制約はあるものの、財務省として一定の意義があるものと考えている。

平成二十七年五月二十五日提出 質問 第二四一号
イスラム過激派組織「イスラム国」による日本人殺害テロ事件の対応を検証した報告書に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

衆議院議員柚木道義君提出平成二十七年四月二十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する再質問に対する答弁書

（以下「資料」という。）が、有価証券報告書等から得られる公表可能なデータを基に、保険薬局における保険調剤事業を含む全事業から生じたいわゆる内部留保額を提示したものであるため、「一般的な経営状況」とお答えしたところであるが、当該保険薬局は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局を意味している。

また、資料は、保険薬局における保険調剤事業以外の事業の在り方を議論するためのものではなく、調剤技術料の在り方の審議の参考として、調剤薬局事業を主要な事業とする上場企業のうち有価証券報告書上の売上高が高い四社の全体的な経営状況を示すために作成したものであり、有価証券報告書等から得られる公表可能なデータを基にしたとの制約はあるものの、財務省として一定の意義があるものと考えている。

平成二十七年五月二十五日提出 質問 第二四一号
イスラム過激派組織「イスラム国」による日本人殺害テロ事件の対応を検証した報告書に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

政府は本年五月二十一日に、イスラム過激派組織「イスラム国」による日本人人質事件の検証委員会がまとめた報告書（以下、「報告書」とする。）を発表した。政府の対応については、「人質の救出

官 報 (号 外)

の可能性を損ねるような誤りがあつたとは言えない」と結論づけた。

右を踏まえ、質問する。

一 外務省本省において領事局長を長とする対策室(以下、「対策室」とする)、在ヨルダン日本国大使館内にある在シリア日本国大使館臨時事務所において臨時代理大使を長とする現地対策本部(以下、「本部」とする)を設置したが、「報告書には、「対策室」及び「本部」については、活動内容を詳細に検証し、その課題が明確に示されていないと考える。政府の見解如何。

二 イスラム国と後藤健二氏夫人の間で実際に行われた、メールでの具体的なやり取りが、「報告書」には記されていないが、メールのやり取りが「報告書」に記されていない理由は何故か。

三 「報告書」には、「外務省の発出する渡航情報は、法的拘束力を持つものではなく、海外の危険地域への渡航を法的に制限することは、「海外渡航の自由」との関係もあり、法的な面も含め、様々な観点から検討する必要がある。ただし、今回のような事件の再発防止の観点から、こうした渡航の自由に対して、邦人保護の観点から合理的な制約が可能なのかどうかについて早急に検討していく必要がある。」と記されているが、右に記されている「検討」の内容についていつまでに結論を出すのか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八九第二四一号

平成二十七年六月二日

衆議院議長 大島 理森殿 内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出イスラム過激派組織「イスラム国」による日本人殺害テロ事件の対応を検証した報告書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出イスラム過激派組織「イスラム国」による日本人殺害テロ事件の対応を検証した報告書に関する質問に対する答弁書

一について

邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会(以下「検証委員会」という)においては、御指摘の「対策室」及び「本部」の活動内容も含め、検証を行ひ、その結果を、課題も含めて平成二十七年五月二十一日に取りまとめた検証報告書

(以下「報告書」という)に記載した。検証委員会においては、有識者にも国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)に規定する守秘義務を課した上で検証に必要な情報を提供し、専門

公職選挙法等の一部を改正する法律案
提出者
船田 元 逢沢 一郎
北側 一雄 武正 公一
井上 英孝 平沼 起夫
玉城 デニー 野間 健

平成二十七年三月五日

右の議案を提出する。

御指摘の検討の内容については、外務省の在外邦人の安全対策強化に係る検討チームが平成二十七年五月二十六日に取りまとめた「在外邦人における公表したところである。

公表すれば、類似の事案における対応を含め、今後の対応に支障を及ぼすおそれがあることから、報告書への記載を控えたものである。

（地方自治法の一部改正）
第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第十八条中「満二十年」を「満十八年」に改める。

〔満二十年〕を「満十八年」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（漁業法の一部改正）
第三条 漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「二十一年」を「年齢満十八年に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二十年」を「満十八年」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）
第一条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二十年」を「満十八年」に改める。

（公職選挙法の一部改正）
第一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

（公職選挙法等の一部を改正する法律）
（施行期日）
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）
第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法（以下「新公職選挙法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示された参議院議員の通常選挙の期日の公示

第一項、第三十条の四並びに第三十条の五第一項中「満二十年」を「満十八年」に改める。

（公職選挙法の一部改正）
第一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第三十条の四並びに第三十条の五第一項中「満二十年」を「満十八年」に改める。

（公職選挙法の一部改正）
第一百三十七条の二の見出し中「未成年者」を「年齢満十八年未満の者」に改め、同条第一項中「満二十年」を「満十八年」に改め、同条第二項中

の日のうちいざれか早い日(以下「公示日」とい

う。以後にその期日を公示され又は告示され

選挙、最高裁判所裁判官国民審査並びに日本國

憲法第九十五条 地方自治法第八十五条第一項

及び第二百九十二条の六第七項、市町村の合併

の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九

号)第五条第三十二項並びに大都市地域における

特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)第七条第六項に規定する投票(以下「住民投票」という。)について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された

選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び住民投票については、なお従前の例による。

第三条の規定による改正後の漁業法(附則第四条及び第六条において「新漁業法」という。)の規定及び第四条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(附則第四条及び第六条において「新農業委員会等に関する法律」という。)の規定は、公示日以後に調製され、確定する選挙

規定は、公示日以後に年齢満十八歳以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法第二百四十七条の罪若しくは同法第二百五十二条の二第一項各号(漁業法及び農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。)に掲げる者と認める者

が犯した同項に規定する罪、同法第二百五十二条の三第一項の組織的選挙運動管理者等と認め

る者であつて年齢満十八歳以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪又は海区漁業調整委員会の委員の選挙の当選人若しくは農業委員会の委員の選挙の当選人であつて年齢満十八歳以上満二十年未満のものが犯した漁業法第九条の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、同項の規定による申請とみなす。

第三条 新公職選挙法第三十条の六第一項の登録を受けようとする者(施行日において年齢満十八歳以上の日本国民に限る。)は、この法律の施行前においても、新公職選挙法第三十条の五第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、同項の規定による申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定、新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律の規定が適用される選挙並びに住民投票に関する規定が適用される選挙及び住民投票に関する法律

施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八歳以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(選挙犯罪等についての少年法の特例)

第五条 家庭裁判所は、当分の間、少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第二十条第一項の規定にかかるらず、年齢満十八歳以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法第二百四十七条の罪若しくは同法第二百五十二条の二第一項各号

(漁業法及び農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。)に掲げる者と認める者

であつて年齢満十八歳以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪、同法第二百五十二条の三第一項の組織的選挙運動管理者等と認め

る者であつて年齢満十八歳以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪又は海区漁業調整委員会の委員の選挙の当選人若しくは農業委員会の委員の選挙の当選人であつて年齢満十八歳以上満二十年未満の者が犯した漁業法第九条の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、同項の規定による申請とみなす。

二百五十二条に規定する罪の事件(次項及び第三項において「連座制に係る事件」という。)につ

いて、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第二十条第一項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

(検察審査会法の適用の特例)

第六条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合におけるこの法律の施行後にした行為並

びに同条の規定により新公職選挙法の規定、新

二百五十二条に規定する罪の事件(次項及び第三項において「連座制に係る事件」という。)につ

いて、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支

障を及ぼすと認める場合には、少年法第二十条第一項の決定をしなければならない。この場合

においては、同条第二項ただし書の規定を準用

する。

(検察審査会法の適用の特例)

第七条 年齢満十八歳以上満二十年未満の者につ

いては、当分の間、検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)第六条各号に掲げる者と

みなして、同法の規定を適用する。

(検察審査会法の適用の特例)

第八条 検察審査会事務局長は、当分の間、検察審

会法第十二条の二第一項の規定により検察審査

員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法

第九条第一項の通知をした年の次年の一月一日

の時点における年齢満二十年未満の者を、検察

審査員候補者名簿から消除しなければならぬ

い。

(民生委員法の適用の特例)

第九条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)第六条第一項の規定の適用については、

当分の間、同項中「有する者」とあるのは、「有

する者であつて成年に達したもの」とする。

(人権擁護委員法の適用の特例)

第十条 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)第六条第三項の規定の適用について

は、当分の間、同項中「住民」とあるのは、「住

民であつて成年に達したもの」とする。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用の特例)

第十二条 年齢満十八歳以上満二十年未満の者につ

いては、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判

に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第十

五条第一項各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。

2 地方裁判所は、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十三条第一項(同法第二十四条第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第二十条第一項の通知をした年の次年の一月一日の時点における年齢満二十年未満の者を、裁判員候補者名簿から消除しなければならない。

(法制上の措置)

第十一條 国は、国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第一条に規定する国民投票をいう。)の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法(明治二十九年法律第八十九号)、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

理由

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十五号)附則第三項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項についている事項に関し、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することとされるとともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

本案施行に要する経費
連システムの改修等に係る費用として約十一億円、啓発に係る費用として約十九億円、選挙の管理執行に係る費用として約二億円の見込みである。
公職選挙法等の一部を改正する法律案(船田元君外七名提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律附則第三項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、十八歳以上二十歳未満の者が国政選挙に参加することとされるとともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1 選挙権年齢等の十八歳への引下げ
公職選挙法、地方自治法、漁業法及び農業委員会等に関する法律に規定する選挙権年齢等について、十八歳以上への引下げの措置を講ずること。
2 施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用すること。
3 選挙犯罪等についての少年法の特例
選挙犯罪等についての少年法の特例

(1) 家庭裁判所は、当分の間、十八歳以上二十歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件(以下「連座制に係る事件」という。)について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第二十条第一項の決定、検察官への送致の決定をしなければならないこと。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでないこと。

(2) 家庭裁判所は、当分の間、十八歳以上二十歳未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件(連坐制に係る事件を除く。)について、少年法第二十条第一項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならぬこと。

本案施行に要する経費としては、選挙人名簿の設けようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、選挙人名簿関連システムの改修等に係る費用として約十一億円、啓発に係る費用として約十九億円、選挙の管理執行に係る費用として約二億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して高市総務大臣より「政府としては、異議はない旨の意見が述べられた。」右報告する。

平成二十七年六月二日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に
關する特別委員長 山本 拓

衆議院議長 大島 理森殿

歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律附則第三項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関する費用として約二億円の見込みである。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 第二章 基本方針等(第三条—第十条)
 第三章 建築主が講すべき措置
 第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務
 等(第十一条—第十八条)
 第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置(第十九条—第二十二条)
 第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等(第二十三条—第二十六条)
 第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置(第二十七条・第二十八条)
 第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等(第二十九条—第三十五条)
 第五章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等(第三十六条—第三十八条)
 第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等
 第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(第三十九条—第五十五条)
 第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(第五十六条—第六十二条)

第七章 雑則(第六十三条—第六十六条)
 第八章 罰則(第六十七条—第七十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギー消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律

(昭和五十四年法律第四十九号)と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第三条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第四条 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を総合的に策定し、及び実施する

第五条 所管行政府 建築主事を置く市町村の区域

六 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

七 國の責務

八 延滞なく、これを公表しなければならない。

九 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

十 國は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を円滑に実施するこ

十一 國は、地方公共団体に対し、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

十二 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

十三 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十四 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十五 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十六 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十七 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十八 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十九 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十一 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十二 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十三 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

て消費されるものに限る。)の量を基礎として評価される性能をいう。

三 建築物エネルギー消費性能基準 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。

四 前二号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する重要な事項

五 基本方針は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

六 國土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

七 國は、基本方針を定めたときは、請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。(以下同じ。)又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

八 國土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

九 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

十 國は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施策を円滑に実施するこ

十一 國は、地方公共団体に対し、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

十二 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

十三 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十四 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十五 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十六 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十七 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十八 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十九 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十一 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十二 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十三 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十四 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十五 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十六 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十七 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十八 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十九 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

三十 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

三十一 國は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

する国民の理解を深めるとともに、その実施に
関する国民の協力を求めるよう努めなければな
らない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、建築物のエネルギー消
費性能の向上に關し、国の施策に準じて施策を
講ずるとともに、その地方公共団体の区域の実
情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を
有する。

(建築主等の努力)

第六条 建築主は、その建築等(建築物の新築、
増築若しくは改築(以下「建築」という)、建築
物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調
和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調
和設備等の改修をいう。)をしようとする建築物
について、建築物の所有者、管理者又は占有者
は、その所有し、管理し、又は占有する建築物
について、エネルギー消費性能の向上を図るよ
う努めなければならない。

2 住宅の建築を業として行う建築主(以下「住宅
事業建築主」という。)は、前項に定めるもの
ほか、その新築する一戸建ての住宅を第二十七
条第一項に規定する基準に適合させるよう努め
なければならない。

(建築物の販売又は賃貸を行う事業者の努力)

第七条 住宅事業建築主その他の建築物の販売又
は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行
う建築物について、エネルギー消費性能を表示
するよう努めなければならない。

第八条 所管行政庁は、建築物のエネルギー消費
性能の確保のため必要があると認めたときは、
令で定める建築物の部分(以下「住宅部分」とい

建築主等に対し、建築物エネルギー消費性能基
準を勘案して、建築物の設計、施工及び維持保
全に係る事項について必要な指導及び助言をす
ることができる。

第九条 國土交通大臣は、建築物エネルギー消費
性能基準に適合する建築物の建築が行われるこ
とを確保するため特に必要があると認めるとき
は、建築物の設計又は施工を行う事業者に対
し、建築物エネルギー消費性能基準を勘案し
て、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建
築物のエネルギー消費性能の表示について必要
な指導及び助言をすることができる。

(建築材料に係る指導及び助言)

第十条 経済産業大臣は、建築物エネルギー消費
性能基準に適合する建築物の建築が行われるこ
とを確保するため特に必要があると認めるとき
は、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床
(これらに設ける窓その他の開口部を含む。)を
通しての熱の損失の防止の用に供される建築材
料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、
該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該
品質の表示について必要な指導及び助言をする
ことができる。

(特定建築物の建築主の基準適合義務)

第一章 第一節 特定建築物の建築主の基準適合
義務等

第十一條 建築主は、特定建築行為特定建築物
(居住のために継続的に使用する室その他の政
府令で定める建築物の部分(以下「住宅部分」とい
う。以下同じ。)を受けなければならない。
2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能
適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能
確保計画の変更(国土交通省令で定める軽微な
変更を除く。)をして特定建築行為をしようとす
るときは、その工事に着手する前に、その変更
後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管
行政庁に提出しなければならない。この場合に
おいて、当該変更が非住宅部分に係る部分の変
更を含むものであるときは、所管行政庁の建築
物エネルギー消費性能適合性判定を受けなけれ
ばならない。

3 所管行政庁は、前二項の規定による建築物工
ネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合
においては、その提出を受けた日から十四日以
降の範囲内において、同項の規定による建築物工
ネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に提出
する建築基準関係規定とみなす。

4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の規
定期間内に当該提出者に同項の通知書を交付する
ことができる合理的な理由があるときは、二
十日以内に、同項の期間を延長することができる。
この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。

5 所管行政庁は、第三項の場合において、建築
物エネルギー消費性能確保計画の記載によつ
ては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建
築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうか
かを決定することができない正当な理由がある
ときは、その旨及びその理由を記載した通知書
を同項の期間(前項の規定によりその期間を延
長した場合にあつては、当該延長後の期間)内
に当該提出者に交付しなければならない。

6 建築主は、第三項の規定により交付を受けた
通知書が適合判定通知書(当該建築物エネル
ギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を
受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変
更を除く。)をして特定建築行為をしようとする
ときは、その旨及びその理由を記載した通知書
を同項の期間(前項の規定によりその期間を延
長した場合にあつては、当該延長後の期間)内
に当該提出者に交付しなければならない。

ギー消費性能確保計画が建築物工エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。(以下同じ。)である

場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をする建築主事又は指定確認検査機関(同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。第八項において同じ。)に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画(同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第八項において同じ。)について同法第六条第七項又は第六条の二第四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

7 建築主は、前項の場合において、特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第六条第一項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同条第四項の期間(同条第六項の規定によりその期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

8 建築主事は、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるとき、建築主事から第六条の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による

ギー消費性能確保計画が建築物工エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。(以下同じ。)である

場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をする建築主事又は指定確認検査機関(同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。第八項において同じ。)に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築

行為に係る建築物の計画(同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第八項において同じ。)について同法第六条第七項又は第六条の二第四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

9 建築物工エネルギー消費性能確保計画に関する手続の特例

第十三条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第九項までの規定に定めるところによる。

9 建築物工エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例

2 国等の機関の長は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物工エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物工エネルギー消費性能適合性判定を求めるなければならない。

3 国等の機関の長は、前項の建築物工エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物工エネルギー消費性能確保計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物工エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政

9 建築物工エネルギー消費性能確保計画に関する手続の特例

2 国等の機関の長は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物工エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物工エネルギー消費性能適合性判定を求めるなければならない。

3 国等の機関の長は、前項の建築物工エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物工エネルギー消費性能確保計画の変更(国土交通省令で定めることのできる軽微な変更を除く。)をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物工エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政

9 建築物工エネルギー消費性能確保計画に関する手続の特例

5 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

6 所管行政庁は、第四項の場合において、第二項又は第三項の規定による通知の記載によつては当該建築物工エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)が建築物工エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第四項の期間(前項の規定によりその期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間)内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

7 国等の機関の長は、第四項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第十八条第三項の規定による審査をする建築主事に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画(同条第二項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第九項において同じ。)について同条第十四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

8 所管行政庁は、前一項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に、当該通知に係る建築物工エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

9 建築物工エネルギー消費性能確保計画に関する手続の特例

2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第十二条第一項の規定に違反していいる事實があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 国等の建築物について、所管行政庁は、当該建築物が第十二条第一項の規定に違反していいる事實があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

(登録建築物工エネルギー消費性能判定機関による建築物工エネルギー消費性能適合性判定の実施等)

4 所管行政庁は、前一項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に、当該通知に係る建築物工エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

9 建築物工エネルギー消費性能確保計画に関する手続の特例

5 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

6 所管行政庁は、第四項の場合において、第二項又は第三項の規定による通知の記載によつては当該建築物工エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)が建築物工エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第四項の期間(前項の規定によりその期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間)内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

7 国等の機関の長は、第四項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第十八条第三項の規定による審査をする建築主事に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画(同条第二項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第九項において同じ。)について同条第十四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

8 所管行政庁は、前一項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に、当該通知に係る建築物工エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

9 建築物工エネルギー消費性能確保計画に関する手続の特例

2 国等の建築物について、所管行政庁は、当該建築物が第十二条第一項の規定に違反していいる事實があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 国等の建築物について、所管行政庁は、当該建築物が第十二条第一項の規定に違反していいる事實があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

(登録建築物工エネルギー消費性能判定機関による建築物工エネルギー消費性能適合性判定の実施等)

4 所管行政庁は、前一項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に、当該通知に係る建築物工エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

三項の建築物工エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。

2 登録建築物工エネルギー消費性能判定機関が建
築物工エネルギー消費性能適合性判定を行なう場合における第十二条第一項から第五項まで及び第十三条第二項から第六項までの規定の適用について、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは、「第十五条第一項の登録を受けた者」とす

る。

3 登録建築物工エネルギー消費性能判定機関は、

第十二条第一項若しくは第二項の規定による建
築物工エネルギー消費性能確保計画(住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下同じ。)の提出又は第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物工エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該建築物工エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に送付しなければならない。
(住宅部分に係る指示等)

3 登録建築物工エネルギー消費性能判定機関は、

第十二条第一項若しくは第二項の規定による建
築物工エネルギー消費性能確保計画(住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下同じ。)の提出又は第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物工エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該建築物工エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に送付しなければならない。
(住宅部分に係る指示等)

第十六条 所管行政庁は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物工エネルギー消費性能確保計画の提出又は前条第三項の規定による建築物工エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合において、当該建築物工エネルギー消費性能確保計画(住宅部分に係る部分に限る。)が建築物工エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物の工エネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物の工エネルギー消費性能の確保のためとするべき措置について協議を求めることができる。
(特定建築物に係る報告、検査等)

第十七条 所管行政庁は、第十四条又は前条の規定の施行において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の工エネルギー消費性能確保計画(住宅部分に係る部分に限る。)が建築物工エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物の工エネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その工事の着手の日の前日までの間に限り、その提出者(同項の規定による建築物工エネルギー消費性

能確保計画の写しの送付を受けた場合にあつては、当該建築物工エネルギー消費性能確保計画の提出者)に対し、当該建築物工エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 所管行政庁は、第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物工エネルギー消費性能確保計画の通知又は前条第三項の規定による建築物工エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物工エネルギー消費

性能確保計画(住宅部分に係る部分に限る。)が建築物工エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物の工エネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要な限度において空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

第十八条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

1 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられることにより建築物工エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物

三 仮設の建築物であつて政令で定めるもの

一定建築物の工エネルギー消費性能の確保のためと定めた場合において、当該国等の機関の長に対し、当該特

定建築物の工エネルギー消費性能の確保のためとするべき措置について協議を求めることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条 建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る建築物の工エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしよう

立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適用除外）

第十八条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

1 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられることにより建築物工エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物

三 仮設の建築物であつて政令で定めるもの

一定建築物の工エネルギー消費性能の確保のためと定めた場合において、当該国等の機関の長に対し、当該特

定建築物の工エネルギー消費性能の確保のためとするべき措置について協議を求めることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条 建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る建築物の工エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政

庁に届け出なければならない。その変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしよう

をしようとするときも、同様とする。

一 特定建築物以外の建築物の新築であつて工エネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二 建築物の増築又は改築であつて工エネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの(特定建築行為に該当するものを除く。)

三 国等の機関の長が、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画が建築物の工エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物の工エネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対して、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条 建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る建築物の工エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政

庁に届け出なければならない。その変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしよう

とするときも、同様とする。

3 所管行政庁は、前項の規定による通知があつた場合において、その通知に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、

当該国等の機関の長に対し、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めることができる。

第二十一条 所管行政庁は、第十九条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關する報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができ

(建築物に係る報告、検査等)

第二十二条 所管行政庁は、第一項の認定をしたとき

は、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた建築物の建築が行われる場所を管轄する所管行政庁に通知するものとする。

第三項並びに前条第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關する報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材

料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(適用除外)

第二十二条 この節の規定は、第十八条各号のいづれかに該当する建築物については、適用しない。

第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定)

第二十三条 國土交通大臣は、建築主の申請により、特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能

を有するものである旨の認定をすることができること。

2 前項の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定めた申請書を記載した申請書を提出して、これを行わなければならぬ。

3 国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、建築物の建築が行われる場所を管轄する所管行政庁に通知するものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、国土交通省令で定める数以上あるものが新築する一戸建ての住宅につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度しなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合には、同条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

2 特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築をしようとする者が当該建築物について第二十三条第一項の認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合には、同条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

2 特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能評価機関」という。)が行うものに基づきこれを行うものとする。

2 前条第一項の申請をしようとする者は、登録された者(以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。)が行うものに基づきこれを行うものとする。

2 前条第一項の申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した

当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第二項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同条第一項の認定のための審査を行うものとする。

2 認定を受けた特殊の構造又は設備を用いる建

築物の建築のうち第十二条第一項の建築物工

ネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなさなければならぬものとし、これら的事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(住宅事業建築主に対する勧告及び命令等)

第二十八条 国土交通大臣は、住宅事業建築主であつてその新築する一戸建ての住宅の戸数が政令で定める数以上あるものが新築する一戸建

ての住宅につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該住宅事業建築主に対し、その目標を示して、その新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた住宅事

業建築主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた住宅事

業建築主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、前条第一項に規定する基準に照らして住宅事業建築主

が行うべきその新築する一戸建ての住宅のエネ

ルギー消費性能の向上を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、

当該住宅事業建築主に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅に係る業務の状況に關し報告させ、又は

その職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるもの。

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四章 建築物工エネルギー消費性能向上計画の認定等

(建築物工エネルギー消費性能向上計画の認定)

第二十九条 建築主等は、工エネルギー消費性能向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「エネルギー消費性能向上のための建築物の新築等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画(以下「建築物工エネルギー消費性能向上計画」という。)を作成し、所管行政の認定を申請することができる。

2 建築物工エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積

三 工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

四 その他国土交通省令で定める事項

その職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるもの。

(建築物工エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第三十条 所管行政庁は、前条第一項の規定によると認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物工エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めると認めるときは、その認定をすることができる。

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四章 建築物工エネルギー消費性能向上計画の認定等

(建築物工エネルギー消費性能向上計画の認定)

第二十九条 建築主等は、工エネルギー消費性能向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「エネルギー消費性能向上のための建築物の新築等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画(以下「建築物工エネルギー消費性能向上計画」という。)を作成し、所管行政の認定を申請することができる。

2 建築物工エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積

三 工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

四 その他国土交通省令で定める事項

ればならない。

4 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた建築物工エネルギー消費性能向上計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があつたものとみなす。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物工エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物工エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

3 前条第二項の資金計画が工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

三 前条第二項第三号の資金計画が工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

4 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

5 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

6 所管行政庁は、認定建築主に対する報告の徴収

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物工エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物工エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の審査を受けるよう申し出なければならない。

9 工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物工エネル

ギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(建築物工エネルギー消費性能向上計画の変更)

第三十一条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた建築物工エネルギー消費性能向上計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

4 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

5 所管行政庁は、認定建築主に対する報告の徴収

6 所管行政庁は、認定建築主に対する報告の徴収

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物工エネルギー消費性能向上計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条及び第三十五条において「認定建築物工エネルギー消費性能向上計画」という。)に基づく工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に關し報告を求めることができる。

9 工エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物工エネル

要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の

取消し)

第三十四条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十条第

一項の認定を取り消すことができる。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係

る建築物の容積率の特例)

第三十五条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七

条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二

第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八

条の四、第六十八条の五(第二号イを除く)、

第六十八条の五の二(第一号イを除く)、第六

十八条の五の三(第一項(第一号ロを除く)、第

六十八条の五の四(第一号ロを除く)、第六十

八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の

八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項

及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三

項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条

六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五

十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十

八条の九第一項に規定するものについては、こ

れらの規定に規定する建築物の容積率の最高限

度に係る場合に限る)の算定の基礎となる延べ

面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合させる

ための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

第五章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定)

第三十六条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

第三十七条 建築物に係る認定建築物に係る報告、検査等

第三十八条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三十六条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

第三十九条 第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判

判定機関

第三十九条 第十五条规定の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務(以下「判定の業務」といふ)を行おうとする者の申請により行う。(欠格条項)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の

規定により刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日か

ら起算して二年を経過しない者

四 第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 証明書の交付を受けた者

七 登録を受けた者

八 登録を受けた者

九 登録を受けた者

十 登録を受けた者

十一 登録を受けた者

十二 登録を受けた者

十三 登録を受けた者

十四 登録を受けた者

十五 登録を受けた者

十六 登録を受けた者

十七 登録を受けた者

十八 登録を受けた者

十九 登録を受けた者

二十 登録を受けた者

二十一 登録を受けた者

二十二 登録を受けた者

二十三 登録を受けた者

二十四 登録を受けた者

二十五 登録を受けた者

二十六 登録を受けた者

二十七 登録を受けた者

二十八 登録を受けた者

二十九 登録を受けた者

三十 登録を受けた者

三十一 登録を受けた者

三十二 登録を受けた者

三十三 登録を受けた者

三十四 登録を受けた者

三十五 登録を受けた者

三十六 登録を受けた者

三十七 登録を受けた者

三十八 登録を受けた者

三十九 登録を受けた者

四十 登録を受けた者

四十一 登録を受けた者

四十二 登録を受けた者

四十三 登録を受けた者

四十四 登録を受けた者

四十五 登録を受けた者

四十六 登録を受けた者

四十七 登録を受けた者

四十八 登録を受けた者

四十九 登録を受けた者

五十 登録を受けた者

五十一 登録を受けた者

五十二 登録を受けた者

五十三 登録を受けた者

五十四 登録を受けた者

五十五 登録を受けた者

五十六 登録を受けた者

五十七 登録を受けた者

五十八 登録を受けた者

五十九 登録を受けた者

六十 登録を受けた者

六十一 登録を受けた者

六十二 登録を受けた者

六十三 登録を受けた者

六十四 登録を受けた者

六十五 登録を受けた者

六十六 登録を受けた者

六十七 登録を受けた者

六十八 登録を受けた者

六十九 登録を受けた者

七十 登録を受けた者

七十一 登録を受けた者

七十二 登録を受けた者

七十三 登録を受けた者

七十四 登録を受けた者

七十五 登録を受けた者

七十六 登録を受けた者

七十七 登録を受けた者

七十八 登録を受けた者

七十九 登録を受けた者

八十 登録を受けた者

八十一 登録を受けた者

分の二以上にわたる特定建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行ふ場合にあつては、第四十五条の適合性判定員の総数が、それらの区分に応じそれぞれ(1)から(3)までに定める数を合計した数(その数が二未満であるときは、二)以上であること。

二 登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者(以下この号及び第五十八条第一項第二号において「建築物関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいづれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築物関連事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第

五十八条第一項第二号イにおいて同じ。)であること。
ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第五十八条第一項第二号ロにおいて同じ。)にあつては、業務を執行する社員)に占める建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)を含

む。)であること。

三 判定の業務を適正に行うために判定の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

イ(1)から(3)までに定める数を合計した数(その数が二未満であるときは、二)以上であること。

二 登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者(以下この号及び第五十八条第一項第二号において「建築物関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいづれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築物関連事業者がその親法人(会

社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第

五十八条第一項第二号イにおいて同じ。)で

あること。
ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第五十八条第一項第二号ロにおいて同じ。)にあつては、業務を執行する社員)に占める建築物工エネルギー消費性能判定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 登録建築物工エネルギー消費性能判定の業務を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

四 第四十五条の適合性判定員の氏名
(登録の公示等)

第四十二条 国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2 登録建築物工エネルギー消費性能判定機関は、前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の一週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)
第四十三条 登録は、五年以上十年以内において

政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(秘密保持義務)

2

第三十九条から第四十一条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)
第四十四条 登録建築物工エネルギー消費性能判定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録建築物工エネルギー消費性能判定機関について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者(以下この項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録建築物工エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する。

ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第四十条各号のいづれかに該当するときは、この限りでない。

(判定業務規程)

第四十八条 登録建築物工エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務に関する規程(以下「判定業務規程」という。)を定め、判定の業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 判定業務規程には、判定の業務の実施の方

法、判定の業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その届出に従つて判定了の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当であり、又は不適当となつたと認めるとき

るものうちから適合性判定員を選任しなければならない。

(秘密保持義務)

第四十六条 登録建築物工エネルギー消費性能判定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員)及びその職員(適合性判定員を含む。)並びにこれらの者であつた者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(秘密保持義務)

2

第四十五条 登録建築物工エネルギー消費性能判定機関は、建築に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備え

は、その判定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十九条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他)の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

利害関係人は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載

(号外)

官報

した書面の交付の請求
(帳簿の備付け等)

第五十条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、判定の業務に関する事項で国土交通省令で定める

ものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、国土交通省令で定めることにより、判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

2 第五十二条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(判定の業務の休廃止等)

第五十三条 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 第五十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により判定の業務の全部を廃止しようとする届出があったときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(改善命令)

第五十五条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が第四十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録を取り消さなければならない。

2 利害関係人は、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十六条 第二十四条第一項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、第二十三条第一項の認定のための審査に必要な評価の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 第四十二条第一項及び第四十三条の規定は登録について、第四十二条第二項及び第三項、第四十四条及び第四十六条から第五十四条までの規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機

関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所に立ち入り、判定の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

四 第四十八条第三項、第五十一条又は第五十二条の規定による命令に違反したとき。

五 判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する適合性判定員若しくは法人にあつてはその役員が、判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により判定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録)

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

第五十七条 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 第四十二条第一項及び第四十三条の規定は登録について、第四十二条第二項及び第三項、第四十四条及び第四十六条から第五十四条までの規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機

関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 第四十二条第一項、第四十四条第二項、第四十九条第一項、第五十条又は前条第一項の規定に違反したとき。

第四十二条第一項及び第二項	前条第二項第一号	第五十八条第二項第一号
第四十三条第一項	第三十九条から第四十一条まで	第五十六条第一項、第五十七条 条及び第五十八条
第四十四条第一項ただし書	第四十条各号	第五十七条各号
第四十五条	適合性判定員	第五十九条の評価員
第四十六条	判定の業務	評価の業務
第四十六条から第四十八条まで 第五十条、第五十二条、第五十四 条第一項及び第二項	第四十八条	第五十一条
第四十七条	判定業務規程	評価業務規程
第四十八条	第四十一条第一項各号	第五十八条第一項各号
第五十一条	第五十八条第一項各号	第五十八条第一項各号
(欠格条項)		
第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。		
一 第四十一条第一号から第三号までに掲げる者は、登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	イ 登録申請者が株式会社である場合においては、建築物関連事業者がその親法人であること。	一 登録建築物工ネルギー消費性能評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者	ロ 登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えて二年を経過しない者	二 登録建築物工ネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行う事務所の所在地
三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの	ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む等）であること。	三 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
(登録基準等)		
第五十八条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。	一 登録申請者が株式会社である場合においては、建築物関連事業者がその親法人であること。	一 正当な理由がないのに第五十六条第二項において準用する第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。
一 次条の評価員が評価を実施し、その数が三以上であること。	二 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む等）であること。	二 第五十六条第二項において読み替えて準用する第四十八条第一項の規定による届出の定に違反したとき。
二 登録申請者が、建築物関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。	三 評価の業務を適正に行うために評価の業務を行ふ部門に専任の管理者が置かれていること。	三 第五十六条第二項において準用する第四十九条第一項、第五十条又は第五十四条第一項の規定による登録の取消し又は前項の規定による評価の業務の停止について準用する。
2 登録は、登録建築物工ネルギー消費性能評価機関が次の各号のいずれかに該当する	四 債務超過の状態にないこと。	四 不正な手段により登録を受けたとき。
2 登録は、登録建築物工ネルギー消費性能評価機関が次に掲げる事項を記載してするものとする。	五 評価の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に從事する評価員若しくは准教授の職にあり、又はこれららの職にあつた者	五 評価の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に從事する評価員若しくは法人にあつてはその役員が、評価の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき。
2 国土交通大臣は、登録建築物工ネルギー消費性能評価機関が第五十七条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。	六 不正な手段により登録を受けたとき。	六 不正な手段により登録を受けたとき。
2 国土交通大臣は、登録建築物工ネルギー消費性能評価機関が次に掲げる事項を記載してするものとする。	七 第五十五条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による評価の業務の停止について準用する。	七 第五十五条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による評価の業務の停止について準用する。
2 登録は、登録建築物工ネルギー消費性能評価機関が次に掲げる事項を記載してするものとする。	八 第五十六条第二項において読み替えて準用する第四十八条第一項の規定による届出の定に違反したとき。	八 第五十六条第二項において読み替えて準用する第四十八条第一項の規定による届出の定に違反したとき。
2 第五十六条第二項において読み替えて準用する第四十八条第一項の規定による届出の定に違反したとき。	九 第五十六条第二項において読み替えて準用する第四十八条第一項の規定による届出の定に違反したとき。	九 第五十六条第二項において読み替えて準用する第四十八条第一項の規定による届出の定に違反したとき。

する第五十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関から評価の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が天災その他の事由により評価の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

五 國土交通大臣は、前項の規定により評価の業務を行い、又は同項の規定により行つて評価の業務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

六 國土交通大臣が第一項の規定により評価の業務を行うこととした場合における評価の業務の引継ぎその他の必要な事項は、國土交通省令で定める。

(手数料)

第六十二条 前条第一項の規定により國土交通大臣が行う評価の申請をしようとする者は、國土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して國土交通省令で定める額の手数料を國に納めなければならない。

(審査請求)

第六十三条 この法律の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の行う処分又はその不作為については、國土交通大臣に対し、審査請

求をすることができる。この場合において、國

土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三

項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条

並びに第四十九条第三項の規定の適用について

は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の上級行政庁とみなす。

(権限の委任)

第六十四条 この法律に規定する國土交通大臣の権限は、國土交通省令で定めるところにより、

その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(國土交通省令への委任)

第六十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、國土交通省令

で定める。

第六十六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その

制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(経過措置)

第六十七条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その

制定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条第一項、第二十一条第一項、第二十八条第四項若しくは第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条第一項、第二十一条第一項、第二十八条第四項若しくは第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十九条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者

三 第五十三条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一 第四十六条(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又はエネルギー消費性能評価機関の行う処分又はその不作為については、國土交通大臣に対し、審査請

定による判定の業務又は評価の業務の停止の命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十八条 第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十九条 第十六条第二項、第十九条第三項又は第二十八条第三項の規定による命令に違反した者は、一百万円以下の罰金に処する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項、第二十一条第一項、第二

一 第四十六条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による届出をした者

二 第四十四条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十五条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第五十四条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の

をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の

行為をした者

五 第五十五条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十七条第二号又は第六十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十四条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十九条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の記載をし、又は正當な理由がないのに第四十九

条第二項各号(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の請求を拒んだ者

三 第五十五条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の記載をし、又は正當な理由がないのに第四十九

条第二項各号(第五十六条第二項において準用する場合を含む)の請求を拒んだ者

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 第八条から第十条まで、第三章、第三十条第八項及び第九項、第六章、第六十三条、第六十四条、第六十七条から第六十九条まで、第六十九条第一号第三十八条第一項に係る部分を除く)、第七十条第一号及び第三号、第七十一条(第一号を除く)、第七十三条(第六十七条第二号、第六十八条、第六十九条、第七十条第一号(第三十八条第一項に係る部分を除く)、第七十条第二号及び第三号並びに第七十一条第一号を除く)に係る部分に限る)並びに第七十四条並びに次条並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第三章第一節の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後に建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた特定建築物について適用する。

第三章第二節の規定は、一部施行日から起算して二十日を経過した日以後にその工事に着手する第十九条第一項各号に掲げる行為について適用する。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の

際現に存する建築物について行う特定増改築

(特定建築行為に該当する増築又は改築のうち、当該増築又は改築に係る部分(非住宅部分に限る)の床面積の合計の当該増築又は改築後

の特定建築物(非住宅部分に限る)の延べ面積に対する割合が政令で定める範囲内であるもの

をいう。以下この条において同じ。)について

は、当分の間、第三章第一節の規定は、適用しない。

2 建築主は、前項の特定増改築(一部施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手するものに限る)をしようとするとき

は、その工事に着手する日の二十一日前まで

に、国土交通省令で定めるところにより、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

を所管行政庁に届け出なければならない。その変更(国

交省令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときも、同様とする。

3 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画が建築物

のエネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定

建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要

があると認めるときは、その届出を受理した日

から二十一日以内に限り、その届出をした者に

対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 特殊の構造又は設備を用いて第一項の建築物

の特定増改築をしようとする者が当該建築物について第二十三条第一項の認定を受けたとき

は、当該特定増改築のうち第二項の規定による届出をしなければならないものについては、同

項の規定による届出をしたものとみなす。この

場合においては、前二項の規定は、適用しない。

6 国等の機関の長が行う第一項の特定増改築については、第二項から前項までの規定は、適用しない。この場合においては、次項及び第八項の規定に定めるところによる。

7 国等の機関の長は、第一項の特定増改築をしようとするときは、あらかじめ、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に通知しなければならない。その変更(国

交省令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときも、同様とする。

8 所管行政庁は、前項の規定による通知があつた場合において、その通知に係る計画が建築物のエネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要

があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めることができる。

9 所管行政庁は、第二項、第四項及び前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定める

ところにより、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又は

その職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係

る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

10 第十七条第一項ただし書 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

11 第二項から前項までの規定は、第十八条各号のいずれかに該当する建築物については、適用する。

12 第四項の規定による命令に違反した者は、百円以下の罰金に処する。

13 第二項の規定による届出をして、特定増改築の虚偽の届出をして、特定増改築をした者

14 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の刑を科する。

(準備行為)

第四条 第十五条第一項又は第二十四条第一項の登録を受けようとする者は、一部施行日前にお

いても、その申請を行うことができる。第四十

八条第一項(第五十六条第二項において準用す

る場合を含む)の規定による判定業務規程又は評価業務規程の届出についても、同様とする。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百五十五号の二を次のように改め

百五十五の二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録

(一)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第号)第十五条第一項(登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(二)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十四条第一項(登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数 一件につき九万円

登録件数 一件につき九万円

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正)

第六条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五章 建築物に係る措置等

第一節 建築物に係る措置等
第一款 建築物に係る特種の措置
第二款 住宅事業者建築等に係る
第三節 登録建築物調査機関の新築登録講習機関(第七十六条)

措置(第七十二条第一項中「第七十六条の二」に改める。)
する特定住宅に係る特別の措置(第七十六条の十六条の七第一項中「第七十六条の十」の十)の十一第一項(第七十六条の十六)

四一 第七十六条の六) を「第五章 建築物に係る

措置(第七十二条第一項中「第七十六条の二」に改める。)

第五章の章名中「措置等」を「措置」に改める。
第五章第一節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第七十二条の見出しを削り、同条中「以下」「を「第四号において」に改め、同条第二号中「以下同じ。」を削り、同条第三号中「以下同じ。」を削る。

第八十九条第一項中「(第七十六条の十及び第

七十六条の十六において準用する場合を含む。」を削る。

第九十三条第一項中「(第七十六条の十及び第

七十六条の十六において準用する場合を含む。」及び「建築物調査の業務又は建築物調査講習の業務」を削り、同条第二号中「又は第七十

六条の十」を削る。

第九十五条第二号中「第七十五条第四項、

第七十六条の六第三項」を削る。

第九十六条第一号中「第七十六条の十及び第

七十六条の十六において準用する場合を含む。」を削り、「第七十一条第三項、第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」を「又は第七十一条第三項」に改め、同条第三号中「第七

十五条第五項、第七十五条の二第三項」を削り、「第十三項」を「第十項」に改め、同条第四号中「第七十六条の十若しくは第七十六条の十」を「第七十六条の十」を削る。

第九十九条第二号中「第七十六条の十及び第

七十六条の十六において準用する場合を含む。」を削り、「第四十七条第一項各号」を「同条第二項各号」に改める。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 一部施行日前に前条の規定による改正前

のエネルギーの使用の合理化等に関する法律

項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第八十八条第一項中「同条第二項」を「又は

同条第二項」に改め、「又は第七十六条の十四第

一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受

けようとする者」を削る。

第七十二条の見出しを削り、同条中「以下」「を「第四号において」に改め、同条第二号中「以下同じ。」を削り、同条第三号中「以下同じ。」を削る。

第八十九条第一項中「(第七十六条の十及び第

八項の次に次の一項を加える。

て特定建築行為又は第十九条第一項各号に掲げる行為に該当するものについては、第三章第一節及び第二節並びに附則第三条の規定は、適用しない。

一部施行日前に旧エネルギー使用合理化法第

七十五条の二第一項の規定による届出をした第

二種特定建築主に対する当該届出に係る同条第

二項の勧告並びに当該勧告に係る報告及び立入

検査については、なお従前の例による。この場

合において、当該届出に係る新築、改築又は増

築であつて特定建築行為又は第十九条第一項各

号に掲げる行為に該当するものについては、第

三章第一節及び第二節並びに附則第三条の規定

は、適用しない。

3 一部施行日前に旧エネルギー使用合理化法第

七十六条の六第一項の規定によりされた勧告

は、第二十八条第一項の規定によりされた勧告

とみなす。

(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改

正)

第八条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平

成二十四年法律第八十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第十条第九項中「エネルギーの使用の合理化

等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)

第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項

を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

法律第十九条第一項」に、「これら」を「同項」

に、「同法第七十五条第二項から第四項まで又

は第七十五条の二第二項」を「同条第二項及び第

三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第

八項の次に次の一項を加える。

9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第号）第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるなければならないものについては、第三項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

（政令への委任）

第五十四条第一項第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十三条第一項に規定する判断の基準」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」に、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化」を「建築物のエネルギー消費性能の向上」に改め、同条第八項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項」に、「これら」を「同項」に、「同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項を「同条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第

基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能評価機関が行う評価に基づき、当該建築物が省エネ性能基準に適合する建築物と同等以上の省エネ性能を有するものである旨の認定をすることができる。

4 国土交通大臣は、特殊の構造又は設備を用いる建築物について、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が行う評価に基づき、当該建築物が省エネ性能基準に適合する建築物と同等以上の省エネ性能を有するものである旨の認定をすることができる。

5 國土交通大臣は、多数の一戸建ての住宅を新築する住宅事業建築主に対し、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅の基準に照らして省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、その旨の勧告等をすることができる。

6 建築物の新築、修繕等をしようとする建築主等は、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、その計画が建築物の省エネ性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準等に適合している旨の所管行政庁の認定を受けることができるとともに、基準に適合させるための措置に伴い増大する一定の床面積について容積率制限の対象から除外するものとすること。

7 建築物の所有者は、当該建築物について省エネ性能基準に適合させなければならないとともに、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならぬこと。

8 建築物の所有者は、当該建築物について省エネ性能基準に適合している旨の所管行政庁の認定を受けることができるとともに、当該建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、当該認定を受けている旨を表示することができる。

8 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、建築物の省エネ性能基準への適合義務等に係る規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物の省エネ性能の向上を図るために、国土交通大臣による基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の省エネ性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年六月三日

国土交通委員長 今村 雅弘
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遗漏なきを期すべきである。

一 建築物エネルギー消費性能判定が円滑に実施されるよう、判定方法をより合理的なものとすること。また、関係省令、告示等の制定から施行までに十分な期間を置いて、所管行政

府その他の関係機関、関係事業者等に対する制度の周知を徹底すること。

二 今後の適合義務の対象拡大については、予定される時期、範囲等を早期に明らかにした上で、審査等の執行体制の充実強化及び設計、施工、評価等を担う技術者の育成を促進するとともに、届出制度の的確な運用により、義務化に向けた適合率の向上を図ること。

三 戸建住宅を含めた小規模建築物の義務化に向けて、手続きの一層の簡素化等、建築側と審査側双方の負担軽減策を講じるとともに、中小工務店や大工等の技術力の向上に向けた支援を行うなど、制度の円滑な実施のための環境整備に万全を期すこと。併せて、地域の気候風土に応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること。

四 建築物エネルギー消費性能基準等は、新築におけるエネルギー消費性能の実態等を踏まえ、その向上に資する水準が維持されるよう定期的な見直しを行うこと。また、新技術の開発や低コスト化を促進するため、将来の基準強化の時期、内容等をあらかじめ明らかにすることについて検討すること。

五 建築物のエネルギー消費性能について、統一的かつわかりやすい表示の方法を早期に確立することとともに、建築物の広告等における性能の掲載や、売買、賃貸等の契約における性能の説明などの促進により、性能に優れた建築物が市場において適切に評価される環境を整備すること。

六 国民に対して建築物のエネルギー消費性能の向上の必要性や効果をわかり易く説明し、本法の健康の維持や生活の質の向上に資することについて、実態調査を行いその結果を公表することともに、国民の理解を深めるよう努めること。

七 住宅等の断熱性能の向上を図る上では、開口部における木製又は樹脂製のサッシの使用が有効であるため、その普及の促進に向けて、諸外国の例も参考にしつつ、同サッシの防耐火性能に係る技術開発や基準の合理化を検討すること。

八 既存建築物の省エネルギー改修を促進するため、支援制度の充実を図ること。特に、エネルギーコストの低減のメリットが所有者ではなく入居者に帰属することとなる賃貸住宅について、所有者に対するインセンティブの強化を検討すること。

九 国、地方公共団体等の公共建築物の新築、改修等にあたっては、建築物のエネルギー消費性能の向上を先導するものとなるよう、積極的な新技術の導入、再生可能エネルギーの活用等に努めること。

(目的)
第一条 この法律は、急速な少子高齢化の進展、國民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によって職業生活を営み又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という)が一層重要なこととに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十

四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進す

るための支援措置(第十八条—第二十

五条)

第五章 雜則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案

国会に提出する。

平成二十七年一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もつて豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、自らの意思によって職業生活を営み、又は嘗もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じて、その個性と能力が十分に發揮できるようすることを旨として、行われなければならない。

2. 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、相互の協力の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境を整備することにより、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3. 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女

性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのつとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのつとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのつとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2. 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」といふ。)を定めるよう努めるものとする。

2. 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3. 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、市町村は、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をい

う。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならぬ

い。
数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これ

6 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これ

7 第三項の規定は前項に規定する一般事業主がする場合について、第四項及び第五項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ

（認定の取消し）
（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十五条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主について

又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人才確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行つたものをいう。

（委託募集の特例等）
第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第六項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に關し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の

厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)
第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの

この条及び次条において「承認中小事業主」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの

条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の一の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第 号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第六項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画

の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業員の割合、男女の継続勤務年数の差異、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう努めるための支援措置(職業指導等の措置等)を定期的に公表しなければならない。

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の実施を図るために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標について、採用する

2 第八条第六項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第六項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

推進に関する地方公共団体の施策を支援するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関する、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の

職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行ふものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務

及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十一条第一項の規定により國が講ずる措置及び同

条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することによ

り、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織す

ることがができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第二項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体
二 学識経験者
三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機

業の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行ふことを公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができ

る。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定め

る。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金を科す。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第二十四条の規定に違反した者

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

一 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条规定による罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰す

理由	4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する日後も、なおそのの過料に処する。
第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののかかわらず、同項に規定する日後も、なおそのの過料に処する。	第三条 第二項から第四項までに規定するもののかかわらず、同項に規定する日後も、なおそのの過料に処する。
(施行期日)	(施行期日)
(政令への委任)	(政令への委任)
4 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十一条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。	4 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十一条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
(この法律の失効)	(この法律の失効)
第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。	第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。	2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。	3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨	一 議案の目的及び要旨
本案は、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要なこととに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのつとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もつて豊かで活力ある社会を実現することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。	本案は、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要なこととに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのつとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もつて豊かで活力ある社会を実現することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。
2 政府は、基本原則にのつとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないこと。また、都道府県及び市町村は、基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めること。	2 政府は、基本原則にのつとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないこと。また、都道府県及び市町村は、基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めること。
3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、基本方針に即して、事業主行動計画策定指針を定めなければならないこと。	3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、基本方針に即して、事業主行動計画策定指針を定めなければならないこと。
4 常時雇用する労働者数が三百人を超える一般事業主は、女性の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき事情について分析した上で、事業主行動計画策定指針に即して、計画期間、定量的に定めた目標、取組内容等を定めた一般事業主行動計画を策定し、公表することと等としなければならないこと。	4 常時雇用する労働者数が三百人を超える一般事業主は、女性の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき事情について分析した上で、事業主行動計画策定指針に即して、計画期間、定量的に定めた目標、取組内容等を定めた一般事業主行動計画を策定し、公表することと等としなければならないこと。
5 国及び地方公共団体の機関等は、特定事業	5 国及び地方公共団体の機関等は、特定事業

主としての行動計画を策定し、公表しなければならないこと。

6 常時雇用する労働者数が三百人を超える一

般事業主並びに国及び地方公共団体の機関等は、女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならないこと。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとし、平成三十八年三月三十日限り、その効力を失うこと。

二 議案の修正議決理由

本案は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もつて豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めるもので、おおむね妥当なものと認めるが、女性の職業生活における活躍の推進は、男女共同参画社会基本理念のつどり行われるべきものであることを明確にするとともに、男女の人権が尊重される社会の実現を目的に追加すること等の修正を行う必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年六月三日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣委員長 井上 信治

〔別紙〕

(小字及び
—は修正)

(目的)

第一条 この法律は、近年急速な少子高齢化の進展、職業の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によつて職業生活を営み、又は嘗もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となつてゐることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのつとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事

業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もつて

○男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、○豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、○職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、○自らの意思によつて職業生活を営み、又は嘗むることその他の社会経済情勢の変化に対応できるとする。

○もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、○男女の別を問わず、家族を構成する男女が、○相互の協力の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うためには、○男女の別を問わず、家族を構成する男女が、○相互の協力を得て、厚生労働省令で定めるところにより、採用された労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、○労働時間の状況による活動と家庭生活との両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、○労働時間の状況による活動と家庭生活との両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、○労働時間の状況による活動と家庭生活との両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、○労働時間の状況による活動と家庭生活との両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

6 第二項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施することも、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

6 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項及び第五項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それ

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第六項の規定による届出をした一般事業主からの申請

に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に關し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(一般事業主に対する国の援助)

第七条 国は、第八条第一項若しくは第六項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとすると、一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画

事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるよう相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進には、男周知させるための措置を講じなければならない。

とす。

合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、○勤務時間、○管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

〔別紙〕
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案に対する附帯決議
政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たつては、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

二 女性の輝く社会の実現において、男女間賃金格差の是正に向けた取組が重要であることから、女性がその職業生活における活動を行つことが重要であることに鑑み、そのため必要な環境の整備を行うこと。

一 女性の職業生活における活躍の推進には、男女の別を問わず、家庭生活における活動について自らの役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行つことが重要であることに鑑み、そのため必要な環境の整備を行うこと。

二 女性の輝く社会の実現において、男女間賃金格差の是正に向けた取組が重要であることから、女性がその職業生活における活動を行つことが重要であることに鑑み、男女間に賃金格差が存在する現状に鑑み、公労使により賃金格差の是正に向けた検討を行ふこと。また、一般事業主行動計画を策定するに当たつては、「男女の賃金の差異」を省令によつて状況把握の任意項目に加えることについて検討すること。

三 非正規労働者の七割、かつ雇用者全体の四分の一を非正規労働者の女性が占めていることに鑑み、その待遇改善のために、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第九条のガイドラインを策定することを速やかに検討することとする。

四 女性の活躍を一層推進する観点から、積極的改善措置について、その実施状況を確認し、必要な措置を講ずるものとすること。

五 一般事業主行動計画の策定に当たつて、男女の育児休業取得割合、男女間の賃金格差、自ら使用する労働者に占める正規労働者の割合及び

業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するため結果を勘査して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合

第七条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表し合その他その事務及び事業における女性の職

業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するため結果を勘査して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合

自ら使用する女性労働者に占める正規女性労働者の割合等について、省令によって状況把握の任意項目に加えることについて検討すること。

六 一般事業主行動計画の策定又は変更に当たっては、労使の対話等により労働者のニーズを的確に把握するよう、行動計画策定指針において示すこと。

七 一般事業主による事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表を促進すること。

八 特定事業主行動計画の策定に当たつて、男女の育児休業取得割合、男女間の給与格差、任用する職員に占める正規職員の割合及び任用する女性職員に占める正規職員の割合等について、内閣府令によって状況把握の任意項目に加えることについて検討すること。

九 公務員の臨時・非常勤職員においても、女性が多數を占めることに鑑み、すべての女性の活躍を促進する観点からも、臨時・非常勤職員について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件が確保できるよう引き続き配慮すること。

十 協議会を組織する関係機関は、必要に応じ、協議会に男女共同参画センター、労働組合、教育訓練機関その他の女性労働者に対し支援を行う団体も構成員として加えるよう検討すること。

十一 協議会に学識経験者を加えるに当たつては、その構成員の男女比が特段の理由なく大きく偏ることのないよう配慮すること。

十二 固定的性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう、本法の施行後三年の見直しに併せて、男女雇用機会均等法の改正について検討を進めるものとすること。

十三 本法の施行に当たつては、その実効性を確保するため、労働者又は企業からの相談等に迅速かつ的確に対応できる体制の強化を図るものとすること。

十四 社会における女性の活躍は自覚ましいことから、本法の施行後三年の見直しについて、積極的に検討を行うこと。